

議案第44号 三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1. 三田市都市公園(対中公園)の新設

【趣 旨】

緑の基本計画に基づき、対中町に整備した防災機能を有した街区公園について、都市公園として設置管理するため三田市都市公園条例の一部を改正するもの。

【関係法令】

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2に基づく

【内 容】

対中公園の新設

地番：三田市対中町1394番

種別：街区公園

面積：1,080 m²

【施行期日】

令和6年4月1日

2. 城山公園体育館空調使用料設定

【趣 旨】

三田市城山公園体育館(アリーナ)の空調設備設置の伴い、空調設備使用料設定のため、当該条例の一部の改正を行うもの。

【内 容】

①城山公園体育館(アリーナ)の空調設備設置に伴う空調使用料の設定

②空調稼働時間(夏季6月～9月)の明記

③冬季の空調稼働はしない。※例外規定有り

【関係法令】

関係法令なし

【施行期日】

令和6年7月1日